

第2回 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会 会議録

日 時	平成28年2月22日(月) 午後1時30分～午後3時10分
会 場	芦屋市保健福祉センター 3階 会議室1
出席者	委員長 神部 智司 委員 宮崎 睦雄, 萩原 殉子, 堺 孰, 三谷 百香, 進藤 昌子, 松矢 欣哲, 大島 眞由美, 鈴木 一生 欠席委員 森川 太一郎, 上田 晴男, 進藤 昌子, 寺本 慎児 委員以外 権利擁護支援センター 脇 朋美, 山岸 吉広 事務局 芦屋市地域福祉課 細井 洋海, 吉川 里香, 宮本 ちさと 芦屋市障害福祉課 鳥越 雅也
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人

1 開会

【委員会の成立について】

- ・開始時点で13人中9人の委員の出席により成立

【委員会の傍聴について】

2 議題

- (1) 市民後見人の推薦システムに関すること
- (2) 虐待ケースのモニタリング会議の見直しについて
- (3) その他

5 資料

事前配布資料

- 資料1-1 芦屋市権利擁護支援者人材バンク運営要領 (案)
- 資料1-2 芦屋市権利擁護支援者人材バンク登録票 (新規・変更・更新) (案)
- 資料1-3 誓約書 (案)
- 資料1-4 活動停止願 (案)
- 資料1-5 登録解除願 (案)
- 資料2 芦屋市権利擁護支援センター人材バンク運営状況について
- 資料3-1 芦屋市市民後見人等候補者登録等取扱い基準 (案)
- 資料3-2 市民後見人等候補者登録申請書 (新規・更新) (案)
- 資料3-3 後見人等候補者推薦 (受諾・辞退) 書 兼 誓約書 (案)

- 資料 3 - 4 登録解除願（案）
- 資料 4 市民後見人が受任する被後見人の選定基準（案）
- 資料 5 虐待ケースモニタリング会議の実施について
- 参考資料①～④ 「市町村高齢者虐待対応評価ガイドブック」より抜粋

当日配布資料

議事次第

委員名簿

権利擁護支援フォーラム案内チラシ

3 審議経過

（神部委員長）

本日は3つの議事がございます。一つ目の議事の市民後見人の推薦システムに関することについて説明をお願いいたします。

（事務局 宮本）

事前配布資料 1 - 1 芦屋市権利擁護支援者人材バンク運営要領（案）について説明。

（権利擁護支援センター長 脇）

事前配布資料 2 芦屋市権利擁護支援センター人材バンク運営状況について説明。

（事務局 吉川）

事前資料 3 - 1 芦屋市市民後見人等候補者登録等取扱い基準（案）について説明。

（神部委員長）

事前配布資料に基づいてご説明いただきました。ご質問等いかがでしょうか。

（鈴木委員）

2点ご質問があります。

1点目は、事前配布資料 1 - 1 の第 1 4 条、登録抹消に「後見等の職務の適性を欠く」という表現があります。一方、事前配布資料 3 - 1 の 4（1）登録の抹消では、「後見等の職務の適正を欠く」という表現がされています。この漢字の使い分けに意味がありますか。

（事務局 吉川）

資料 3 - 1 の「適正」ではなく、「適性」で統一いたします。

（鈴木委員）

分かりました。2点目は、事前配布資料 4 の資産状況で「管理資産が複雑でない」と書かれている点について、選定した際には管理が複雑ではなかったが、その後経済状況等が変化し複雑になった場合にはどのように対応する予定ですか。

（事務局 吉川）

これまでの神戸家庭裁判所の実情からいきますと、後見監督人が選任されることが想定されます。後見監督人は、おそらく法人後見の実績を踏まえ選定されるため、芦屋市であ

ればPASネットか現在法人後見受任の準備をされています芦屋市社会福祉協議会になると思いますので、そちらの後見監督人がフォローしながら対応をしていくようになると考えております。

(権利擁護支援センター 脇)

法人後見をしていても多額の遺産が入ってくる場合があります。そういった場合は裁判所と協議し、対応について最終決定は、裁判所が行います。

傾向としては、裁判所が1,200万円を超える財産をもっている方に対しては親族後見を認めず、後見制度支援信託の利用か、専門職後見への移行、もしくは後見監督人を選任するという3つの選択肢から選ぶようになっていきます。今後、市民後見人においても、同様の状況になった場合には裁判所から指導があるのではと思われます。

(神部委員長)

鈴木委員が言われたように、受任後にご本人を取り巻く状況の変化は起こりうる事だと思います。その点については、あらかじめ想定しておく事も必要だと思います。

また、資料4に関連して、多額の財産と書かれている多額とは、具体的にいくら位を示しているのか客観的な目安が必要ではないでしょうか。さらに、選定基準が7つありますが、7つ全てを満たしていることが必要なのでしょうか。

(事務局 吉川)

条件につきましては、7つ全てを満たすという事で考えております。

財産の目安は、他市を参考にしましても金額の設定よりは不動産処分や遺産分割の対応を要しない等の書き方をされており、金額の設定は難しいと考えております。

負債については、負債が無く、少なくとも後見の事務費を支弁していただく事ができる財産を持っておられることを基準として考えています。

プロジェクトチームにおいても、市民後見人に受任していただく被後見人の方は、おそらく生活保護を受給されている方や低所得の方が対象になるのではないかと想定しておりますので、お示しした記載となっております。

(神部委員長)

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

(三谷委員)

資料2の、福祉サービス利用援助事業の生活支援員について、現体制ではフォローアップが無いということでしたが、社会福祉協議会に届け出いただいております生活支援員ですので、兵庫県社会福祉協議会で年に2回ほど開催されている新任研修、現任研修への参加を呼びかけております。また、現在2名が活動されており、4月以降もう1名に活動いただけるとお話しをいただいております。

(鈴木委員)

2010年の権利擁護の講座を受講した時に、市民後見とその課題という事で5項目ほど取り上げられていました。その中から抜粋でお聞きしたい事があります。

権利擁護支援者と地域支援者と市民後見人、それぞれ役割が重なる所が出てきた際の棲み分けをどう考えておられるのでしょうか。

(権利擁護支援センター 脇)

大きく「権利擁護支援者」と捉え、権利擁護支援者として活動実績のある方の中で条件に合う方を市民後見人としてお願いする形になると思います。

当初は、後見活動支援員をしていただいた方を、法人後見で支援している方の担当者として雇用し、その後に市民後見人として独立する仕組みを考えていましたが、現在は、講座を受講し、権利擁護支援者としての活動実績がある方の中から市民後見人の候補者として登録して活動していただくことを想定しています。つまり、法人職員としての担当者ではなく、市民後見人として単独で受任していただくシステムに切り替わっています。

(神部委員長)

市民後見人としての役割をどう受け止めるのかと深くかかわっているのではないのでしょうか。市民が後見人となる意味としては、被後見人の方々の地域生活あるいは地域住民との繋がりを形作るという、市民感覚からとしての役割として持っていくべきものなのかなと思っていますので、はっきりとした棲み分けというよりは市民であるからこそその市民目線、市民感覚で後見人として、被後見人の地域での生活を支えていくと受け止めていくこともいいのではと思います。もちろん役割の違いというのは持つべきだとは思いますが、明確に線引きし過ぎるのもどうかと思います。

(権利擁護支援センター 脇)

他の地域で言いますと、市民後見人の役割は、身上監護のみという書き方をしているところもありますが、芦屋ではそのようにはっきりとした書き方はしておりません。

ただ、資産状況を見てもどこに重きを置いているかというところと市民後見人に求められているところは身上監護部分が大きいのではないかと考えております。

(神部委員長)

親族に後見人になれる方がいらっしゃらない場合の市民後見人という所もありますので、脇センター長がおっしゃった形だと思います。

(松矢委員)

事前配布資料1-1第4条で、年齢的な妥当性についてですが、同じ75歳の方でも様々な状態の方がいらっしゃると思うので、一律に年齢を決めるのは難しいかと思いますが、人材バンクの75歳以下という所と事前配布資料3-1の市民後見人の登録の70歳未満は、市民後見の業務の負担を考慮されて違いがあるのでしょうか。

(事務局 吉川)

人材バンクとしての活動については、後見人ほどの負担が無くても協力していただける活動もあるので、少し緩和をして75歳でどうかと考えております。

(松矢委員)

便宜上年齢基準を設けるのはよいと思います。基本的には個人の状態によると思うので

75歳でもいいと思います。

(神部委員長)

この年齢規定について他の委員の皆様はいかがお考えでしょうか。

(三谷委員)

現在、登録されている方の年齢層はどうでしょうか。

(権利擁護支援センター 脇)

70歳代の方がいらっしゃいます。介護相談員の方は70歳以上の方が何名も活動されていますので、年齢基準を70歳にすると人材バンクの人が減ってしまいます。一番多い年齢層は50代60代です。

(神部委員長)

年齢基準を75歳としてもすぐに75歳になってしまうので、もう少し上げてよいのではという気もします。

(大島委員)

養成研修受けている方の年齢層はどれぐらいですか。

(権利擁護支援センター 脇)

養成研修受講者の年齢層も登録者と同じです。仕事を引退された方やシルバー人材センターの方が多くおられます。今年は少し年齢層が下がりましたが、昨年一昨年は70歳代の方がいらっしゃいました。

(神部委員長)

70歳の方は長くてもあと5年しか活動できないとなってしまいますね。少しもったいないように思います。

(事務局 吉川)

登録時点の年齢が75歳なので、更新の際には75歳を超えていてもご本人の活動に支障がなければ人材バンクに登録していただけるという考え方にしています。

(神部委員長)

わかりました。ご本人の意思があれば75歳を過ぎても活動できるという事ですね。私もそのほうが良いと考えております。ご本人の意思や意欲を尊重したいと思っております。

(大島委員)

色々な方が関わる時の役割の問題というのは、福祉的な支援者の立場でも難しく、身上監護というのは便利な言葉で、どこまでを後見人をお願いしたらいいのだろう等の見極めがとても難しいと思います。明確に線引きができない事も承知していますが、役割の違いや重なっている所を共有できる場や学ぶ場があればよいのにと専門職の立場から思います。

(権利擁護支援センター 脇)

今も後見人に選任された後は、後見人が選任されたというご報告と、今後の対応等について共有するため、必ず支援者に集まっていただいて支援者会議をしています。市民後見人に受任していただく事になれば、権利擁護支援センターがバックアップをして、支援者

を集めた支援者会議を定期的にする事は今後も進めていきたいと考えております。

(鈴木委員)

スキルアップ研修の内容，例えば事例勉強会などのプログラムは立てておられますか。

(権利擁護支援センター 脇)

来年度の研修については考え中です。

(鈴木委員)

現在の受任のシステムについて，家庭裁判所とも相談はされましたか。

(権利擁護支援センター 脇)

県内の権利擁護支援センター連絡会はありますが，家庭裁判所とはまだしていません。

(鈴木委員)

大島さんが言われたように，適性をチェックする機能はどうなっていますか。

(権利擁護支援センター 脇)

業務マニュアルの作成をしております。法人後見マニュアルはありますので，それに基づいて市民後見のマニュアルの作成をしています。

(鈴木委員)

西宮市と神戸市を参考にたたき台を作られたという事でしたが，すでに取り組みされている市の市民後見人として抱えている課題のヒアリングや整理はされていますか。

(事務局 吉川)

社会福祉協議会が神戸市に視察に行かれた時の情報を共有させていただきました。

(社会福祉協議会 山岸)

市民後見を進める上での注意しなければいけない点や，法人後見の体制整備についてお聞きしました。

(神部委員長)

報酬に関する事で，資料3-1の3ページのキについて，後見報酬の申し立ては市としては妨げないとありましたが，場合によっては家庭裁判所に市民後見の方が報酬の申し立てをしてもよいという事で，市として関与しないという事でいいのでしょうか。一筆説明を入れていただいたほうがよいのではと思います。

(事務局 細井)

表記については考慮したいと思います。

(神部委員長)

市民後見の方が活動中に事故が起こった場合に，賠償や保障等についてはセンターとしてどのように対応される予定でしょうか。

(権利擁護支援センター 脇)

まだはっきりとは決まっていますが，今も法人後見では保険の加入はしております。同じように市民後見人でも後見人を受任された後は保険に加入いただいて対応する予定です。

(神部委員長)

取扱基準等への記載をご検討ください。

(権利擁護支援センター 脇)

どこかに記載するよう検討いたします。

(萩原委員)

資料4の本人の状態で、「被後見人の状態が安定している」と記載があり、申し込みの登録時に原則が70歳未満である事とありますが、更新する際に年齢がどんどん上がった場合にどうされるのですか。

(社会福祉協議会 山岸)

市民後見人の負担を考えると、市民による対応が難しい等は運営委員会の専門委員会で判断していただくことになると思います。登録されている方の健康状態につきましては、人材バンクに登録する時点でご本人の判断によります。

(事務局 細井)

実際は運用してみないと分からない事があると思います。枠組みを決めて運用した時に、実際はマッチングがとても大変だということが容易に想定されます。後見人と被後見人の相性等のコーディネーションのスキームを決めていくことも課題になると思います。

また、萩原委員がおっしゃったように、両者の状態の変化を考えると、それぞれが円滑に活動できるようにしていかなければと考えています。見直しながら、ケースが累積していけば芦屋市の支援についてご報告できると思います。

(神部委員長)

マッチングはすごく難しい問題ですね。細井課長のお話をうかがって思いましたが、現在11人の方が市民後見人を希望されていますが、どのようなモチベーションで希望されているのか。社会貢献や市民の力になりたいと漠然と希望されているのか、特定の誰か支えたい個人がいるのか。そういった事でもマッチングがやり易い、やり難いがあるのではないのでしょうか。

(権利擁護支援センター 脇)

ご家族の後見人をしないといけないだろうと思われる方が数名いらっしゃいます。

11名のうち5名は専門職でケアマネージャーやヘルパー、介護施設の職員の方になりますので、その方々は利益相反や仕事の事から市民後見人になることは難しいかと思えます。

(大島委員)

事前にお知り合いになっていた一般の方が、権利擁護支援者養成講座を受け、市民後見人になる事はありますか。お友達の関係等と後見人の役割をどう区別するのか、すごく難しいと思います。そういった方は実際にいるのでしょうか。

(権利擁護支援センター 脇)

現在はいません。マッチングでは考えにくいですが、任意後見ではたまにあり、お友達でどうしてもこの方に頼みたいといわれた方は数名おられました。

(事務局 細井)

そういった気持ちを持っている方は非常に重要です。大切なのは被後見人の方のアセスメントをしっかりと、今後どのようなサービスが必要で、どのように支えればその方らしい生活ができるかを明らかにすることです。結果として、被後見人が望む友人等が市民後見人になることで上手くいくようであれば、そういった事例もでてくると思います。

まずは今あるケースでどのような方が市民後見人として受任していただけるケースなのかの確認から始めたいとは考えています。

(神部委員長)

それでは2つ目の議事に移らせていただきます。

虐待ケースのモニタリング会議の見直しについて宮本さんから説明をお願いいたします。

(事務局 宮本)

事前配布資料5 虐待ケースモニタリング会議の実施について

参考資料①～④ 市町村高齢者虐待対応評価ガイドブック「高齢者虐待防止における評価体制の構築を目指して」より抜粋 を説明。

(社会福祉協議会 山岸)

事前配布資料5 虐待ケースモニタリング会議の実施について における障がい分野について報告。

(権利擁護支援センター 脇)

事前配布資料5 虐待ケースモニタリング会議の実施について における高齢分野について報告。

(神部委員長)

ありがとうございます。虐待ケースモニタリング会議の見直しについて報告いただきましたが、委員の皆様からご意見ご質問等いかがでしょうか。

(大島委員)

今まで使っていた台帳からそのまま移行できる部分と芦屋独自の部分をどう盛り込むかという点を共通認識にするための話合いが中心になりました。

作業を通じて行政・権利擁護支援センター・高齢者生活支援センターの3者が同じ目線で支援ができるようになるという意味では、レビュー会議はとても意義があると思います。

4センターでの対応をどう標準化していくのかを難しく感じています。

(神部委員長)

ありがとうございます。レビュー会議の意義が見いだされる一方で、問題点や課題も少なくないということでした。特に大島委員からのご意見は、4つの高齢者生活支援センターの足並みや見解がそろわない中で標準化していくのは簡単ではないという事と、標準化していく事の意義も考えなければならないといけないという事でした。

目的別に3つの会議体が設置されてかつ、高齢、障がいと分野ごとに会議が開かれているという事で、システムティックな物ができたと思っております。

(権利擁護支援センター 脇)

高齢部門においては、3月中にレビュー会議の開催を考えています。

(神部委員長)

何事もできる事から始めるのは基本だと思いますが、どこかで困難に直面する事はあるので、その時にどうしていくのか。例えばスーパーバイザーやアドバイザーといった方々をどういうタイミングでどういう内容で求めていくかなどを考えていかなければならないと思います。

(宮崎委員)

事業の難しさと続けていく難しさがありますが、続けていけたらと思います。

(神部委員長)

まずは一つ一つ丁寧にどういった課題や問題点が生じてきたのか明らかにしていく事からと思います。それでは3つ目の議事に入らせていただきます。事務局からお願いします。

(社会福祉協議会 山岸)

ひとつめは、委員会を4回開催し、法人後見実施要項を制定いたしまして、PASネットと同様に事業を展開できる体制が整いましたのでご報告いたします。

2つ目は、権利擁護支援フォーラムのご案内です。「孤立させない孤独にさせない地域をめぐして」をテーマに開催いたしますので、お時間のあるかたはぜひご参加ください。

(神部委員長)

ありがとうございます。以上で議事は終了となります。

(事務局 細井)

改めまして本日は誠にありがとうございました。引き続きプロジェクトチームで市民後見人の受任システムについては検討を続けまして、本日の課題についてはプロジェクトチームにフィードバックいたしまして次年度の委員会で諮らせていただきます。

委員の皆様には平成26年4月から本年度末までを委員就任期間とさせていただきます。最後におひとりずつ一言お願いいたします。

(松矢委員)

皆様から刺激を受けました、ありがとうございました。

(大島委員)

高齢者生活センターの立場の者が、権利擁護支援システム推進委員会につながっていないといけないと思います。

(鈴木委員)

1年間ありがとうございました。貴重な経験をさせていただきました。

(社会福祉協議会 三谷)

もう少し市民後見の事などを勉強させていただければよかったなと思いました。ありがとうございました。

(萩原委員)

前任者からの引き継ぎで1年間でしたが、権利擁護支援システムが積極的に進められていて、委員の皆様意見を聴くことができ貴重な機会をいただけたと思います。ありがとうございました。

(堺委員)

神部委員長がバランスのとれた司会をされて非常に参考になりました。システムというのはいつも何の目的でやるのかという目線が大事で、会議のための会議にはなっていない点がとても良かったと思いました。

(宮崎委員)

困っておられる方に1日でも早くメリットのあるものになればいいと祈っております。ありがとうございました。

(神部委員長)

このような場で色々と勉強させていただいていると感じております。現場でご活躍されている皆様からの意見は、私にとって大変貴重ですし新しい気づきや発見があります。参加させていただくごとに色々と勉強させていただいております。ありがとうございました。

(事務局 細井)

今後ご協力をお願いいたします。本日はありがとうございました。

閉 会